

▶ ゴールドカードでお買い上げの商品には、
「購入商品安心保険」がついてきます。
(動産総合保険)

カードで買った商品が万一こわれたり、
盗まれたりしても大丈夫。購入90日以内なら年間最高
300万円まで補償いたします。

旅の思い出にと、せっかく買った商品が持ち帰る際に壊れたり、思わぬところで盗ま
れたり…。そんなアクシデントにも「購入商品安心保険」が対応します。ゴールドカードで
お買い上げの商品なら、購入90日以内の偶然の事故による商品の破損、盗難などを年
間最高300万円まで補償。ゴールドカード会員様だけがご利用いただける特典です。

■「購入商品安心保険」の概要

保険の概要	ポケットカードでの購入品をご購入日から90日以内の偶然な事故の際に補償します。
保険の対象	会員がポケットカードを利用してご購入された商品
保険の対象と なる場合	さまざまな事故(注1)によって保険の目的に生じた損害がお支払いの対象になります。 (注1)別途定める免責事由に該当する事故を除きます。(「補償の対象とならない主な場合」 をご参照ください) たとえば、次のような損害が対象となります。 ①火災、落雷、破裂・爆発によって生じた損害 ②台風、せん風、暴風、暴風雨、突風などの風 および雷(ひょう)によって生じた損害 ③盗難による損害 ④航空機の落下、車両・船舶など の衝突によって生じた損害 ⑤破損によって生じた損害 ⑥いたずらによって生じた損害 ⑦衝突・脱線・転覆等の輸送中の事故によって生じた損害 ⑧水漏れによって生じた損害 ⑨前記①～⑧以外の不測かつ突発的な事故(破損、汚損等)
年間補償限度額	1年間(注2)の補償限度額300万円(1事故につき免責金額3,000円となります。) (注2)引受保険会社所定の計算期間によります。
保険の対象と ならない 主な場合	①補償対象商品の所有者の故意または重大な過失によって生じた損害 ②補償対象商品の所有者と世 帯を同じくする親族の故意によって生じた損害 ③戦争、その他の変乱、または、地震、噴火またはこれら による津波によって生じた損害 ④差押え、収用、没収、破壊など国または公共機関の公権力の行使に よって生じた損害 ⑤原子力または放射能汚染によって生じた損害 ⑥補償対象商品のかき、自然の摩 滅・消耗・劣化、使用による品質もしくは機能の低下、性質による発火・爆発・腐敗・さびかび・変質・ 変色その他これらに類似の事由またはなすみ食い・虫食いによって生じた損害 ⑦置き忘れまたは紛失 によって生じた事故、詐欺、横領にかかったことによる損害 ⑧外來の事故に直接起因しない補償対象 商品の電気的・機械的故障によって生じた損害 ⑨補償対象商品に対する修理、清掃などの作業中にお ける作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害 ⑩台風、暴風雨、豪雨などによる洪水、被害 洪水・高潮・土砂崩れなどの水災によって生じた損害 ⑪補償対象商品に加工をほどこした場合、加工着 手後に生じた損害 ⑫電球類に単独で生じた損害、補償対象商品の機能に直接関係のない外形上の損 害 ⑬補償対象商品である楽器の弦の切断、打板の破損または音色もしくは音質の変化によって生じた 損害 ⑭すり傷、しみ、よれ等々の単なる外形上の損害 ⑮補償対象商品について、使用方法を誤った ことにより生じた損害 ⑯カード会員規約に違反した場合の損害 など
保険の対象と ならない 主な商品	①船舶(ヨット、モーターボート、水上オートバイ、ボートおよびカヌーを含む。)、航空機、自動車、 原動機付自転車、自動二輪車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ②自転車、ハ ングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ボディボード、水上スキー、ラ ジオコントロール模型その他これらに類するものおよびこれらの付属品 ③携帯電話・ポケットベ ル等の携帯式通信機器 ④義歯、義肢、眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器その他これらに類するもの ⑤動物および植物等の生物 ⑥現金、手形・小切手、その他の有価証券、印紙、切手、乗車券 等(鉄道・船舶・航空機の乗車券・定期券・宿泊券・観光券および旅行券をいう。)、旅行者用小切 手およびあらゆる種類のチケット ⑦食料品 ⑧稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準するもの ⑨不動産および不動産に準するもの ⑩会員が従事する職業上の商品となるもの ⑪書画、 骨董、彫刻、美術品その他これらに類するもの ⑫テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピ ューター用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類するもの など

※上記の内容は、概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

■事故後、遅滞なくご連絡ください。

国内で事故が発生したら、裏面の「ポケットカード事故受付デスク」、海外の場合は「ポケットワールド
デスク/エマージェンシーライン」まで事故状況をご連絡ください。ご帰国後保険金請求される場合
「ポケットカード事故受付デスク」へご連絡ください。

事故発生後、遅滞なく「ポケットカード事故受付デスク」へご連絡いただけない場合、それによって引
受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

■保険金請求に必要な書類一覧

保険金のご請求には下記の書類が必要となります。下記に必要な書類をご確認の上、ご提出ください。

	保険金 請求書	クレジット カードコピー	電災および 盗難品出証明書	修理費請求書 または見積書	クレジット売上票 (お客様控)	写 真	その他の 関係書類
火災事故	○	○	○	○	○	○	○
盗難事故	○	○	○	○	○	○	○
破損汚損事故	○	○	○	○	○	○	○
その他事故	○	○	○	○	○	○	○

(1)○印は原則として必要な書類、○印は場合によって必要な書類

(2)全損の場合は、修理不能証明書および現物をご提出ください。

(3)上記書類はコピーしたものでは、認められません。

(4)免責金額3,000円

【補足説明】

■全損とは、損害品が修理不能または修理金額が損害品の購入額を上回る場合のことです。

(支払保険金は300万円以内購入額が上限となります)

■クレジット売上票で損害品の確定ができない場合(まとめ買い等)は、購入時において損害品が確認できる資料(レシート等)

をご提出ください。

■本契約は購入商品付動産総合保険特約書を締結した動産総合保険です。



海外旅行中に
ケガをした

傷害死亡・後遺障害保険金額
(カード会員
ご本人 5,000万円 親族 1,000万円)

傷害治療費用保険金額
(カード会員
ご本人 500万円 親族 200万円)



ショッピング中に、
誤って商品を
こわれた

個人賠償責任危険保険金額
(カード会員
ご本人 5,000万円 親族 2,000万円)

旅行中に発生した偶然の事故で他人
にケガをさせたり、商品をこわしてし
まい、法律上の損害賠償責任を負っ
た時。



身
のまわり品が
盗難にあった

携行品損害保険金額
(カード会員
ご本人 50万円 親族 20万円)
[免責金額1事故3,000円]

旅行中に身のまわり品が盗まれたり、
事故によってこわれたりした時。



現地で病気になった

疾病治療費用保険金額
(カード会員
ご本人 500万円 親族 200万円)



事故で遭難した

救済者費用等保険金額
(カード会員
ご本人 500万円 親族 200万円)

旅行中に不慮の事故で遭難したり、
ケガをして入院した場合、日本の
ご家族などが救援に向かわれる時。



カードで買った
商品がこわれた

購入商品安心保険(動産総合保険)
(カード会員
ご本人 300万円)
[免責金額3,000円]

ゴールドカードで購入した商品が、
90日以内に破損・盗難などにあっ
た時。

●上記の金額は、補償限度額となります。
※親族とは、カード会員と生計を共にする6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族とします。
※傷害死亡・後遺障害保険金については、他のクレジットカードを重複保有し、複数の保険が適用される場合でも、
保険金の支払上限額は1枚あたりの最も高い金額となります(重複してお支払いできません)。

ポケットカード株式会社 東京都港区芝公園1-1-1 住友不動産御成門タワー

ゴールドカード会員さま専用フリーダイヤル ☎ 0120-710-111 (受付時間 9:00～17:30) ※年始休業

[取扱代理店] ポケットカード株式会社 [引受保険会社] あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

事故に関する
お問い合わせ

ポケットカード事故受付デスク
0120-024-839

このパンフレットは動産総合保険、海外・国内旅行保険の概要を説明したものです。詳しくは普通
保険約款・特約をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。
不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

(2019年11月承認) B19-103666

ゴールドカード
保険案内ガイド

ゴールドカードには
「旅の安心」がついてきます

※ご出発前にこの保険に関する手続きは必要ございません。



「海外旅行傷害保険」で、海外でのさまざまな旅のトラブルを補償

●カードご加入日(カード発行日)の翌日以降に日本を出発される旅行が保険の対象となります。

補償項目		傷 害	疾 病	個人賠償責任	携行品損害	救護者費用等	
保険金額	本人・親族	死亡・後遺障害	治療費用	治療費用	50万円	500万円	
保険金をお支払いする場合	本人・親族	5,000万円（注1） 1,000万円	500万円 200万円	5,000万円 2,000万円	50万円 20万円	500万円 200万円	
		被保険者が旅行行程（注2）中に急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害（ケガ）といふものを、そのケガが原因で、事故の発生の日からその日を始めて180日以内に死亡した場合または約款所定の後遺障害が発生した場合	被保険者が旅行行程（注2）中に急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガのため医師の治療を要した場合	①被保険者が旅行行程（注2）中に病気にかかり、旅行行程中または旅行行程終了後48時間以内に発症し、旅行行程終了後48時間経過するまで、医師の治療を開始した場合 ②被保険者が旅行行程中に感染した特定の感染症（注3）を直接の原因として旅行行程終了した日からその日を始めて14日を経過するまでに医師の治療を開始した場合	被保険者が旅行行程（注2）中に発生した偶然な事故により他人の身体の障害、または他人の財物（他人の身体から賃借した旅行用品を含みます。）の損壊・紛失について、法律上の損害賠償責任を負った場合	①救護対象者が旅行行程（注2）中の事故による運搬・生か死の確認ができない場合（旅行行程中を含みます。） ②傷害または病気を受けた結果死亡（傷害180日、疾病300日以内）もしくは7日以上継続入院した場合 など	
お支払いする保険金		①死亡の場合：保険金額の全額 ②後遺障害の場合：後遺障害の程度に応じて保険金額の4%～100% ※死亡保険金、後遺障害保険金は合算して死亡・後遺障害保険金額が前記となります ※死亡保険金または後遺障害保険金を支払うべき他のクレジットカード付帯保険契約がある場合には、そのいずれのクレジットカード付帯保険契約の支払責任（※1）の合計が、最高支払上限額（※2）を超えると、引受保険会社は、他のクレジットカード付帯保険契約から保険金が支払われていない場合はこの保険の支払責任（※1）を、他のクレジットカード付帯保険契約から保険金が支払われた場合は最高支払上限額（※2）から支払われた保険金の合計額を差し引いた額を、その保険契約の支払責任（※1）の範囲内で支払います。 （※1）他のクレジットカード付帯保険契約がないものと見做した被保険者1名あたりの支払うべき保険金の額をいいます。 （※2）それぞれ他のクレジットカード付帯保険契約において規定された支払上限額のうち、最も低い額をいいます。	事故の発生の日からその日を始めて180日以内に被保険者が支出した次の費用を1事故につき傷害治療費用保険金額の範囲内でお支払いします。 ①診察入院医療費 ②治療のために必要となった通訳人員費用、交通費 ③義手・義足の修理費 ④入院のために必要となつた費用（ただし1回の事故につき2万円を限度とします。） ⑤通信費 ⑥自らの身の回り品購入費（5万円限度） ⑦治療のために入院し、旅行行程を離脱したことにより負担となった帰国費用、行程変更費用 など	治療を開始した日からその日を始めて180日以内に要した費用を1回の病気につき疾病治療費用保険金額の範囲内でお支払いします。（支払対象は左記傷害治療費用保険金と同じ。ただし③を除きます。また①は1疾病につき20万円を限度とします。） ※1 法律上の損害賠償金の額とは別に、損害の発生拡大の防止費用、訴訟交渉費用および争訟費用をお支払いします。ただし、1回の事故につき損害賠償金の額が、示談交渉費用および争訟費用が個人賠償責任保険金額の損害賠償金の額に対して超過する割合に応じて保険金をお支払いします。 ※2 賠償金額の決定には、事前に引受保険会社の承認を必要とします。	1事故につき個人賠償責任危険保険金額を限度として、法律上の損害賠償金などをお支払いします。 ※1 法律上の損害賠償金の額とは別に、損害の発生拡大の防止費用、訴訟交渉費用および争訟費用をお支払いします。ただし、1回の事故につき損害賠償金の額が、示談交渉費用および争訟費用が個人賠償責任保険金額の損害賠償金の額に対して超過する割合に応じて保険金をお支払いします。 ※2 賠償金額の決定には、事前に引受保険会社の承認を必要とします。	携行品1つ（組または1対）あたり10万円（航空券・車船乗船については5万円）を限度として時価額または修理費のいずれか低い額をお支払いします。ただし、携行品損害保険金額をもって1旅行期間中の支払いの限度とします。（バス乗車については5万円を損害賠償の限度として再取得費用（現地で負担した場合に限り。）をお支払いします。交通費を含みます。）をお支払いします。 ※1回の事故ごとに損害額のうち3,000円（免責金額）は被保険者負担となります。	保険契約者、被保険者およびその親族の方が支出された費用を保険期間を通じ、救護者費用等保険金額の範囲内でお支払いします。 ①旅費・旅費費用 ②現地への航空運賃または交通費（3名分限度） ③現地および現地までの旅行におけるホテル等宿泊施設の客室料（救護者3名分限度）（ただし、1泊につき14名分まで） ④現地での移住費用 ⑤身体処理費用（ただし、100万円限度） ⑥近所手続費および現地での諸経費（20万円限度） ※傷害治療費用保険金、疾病治療費用保険金が支払われるべき費用についてはお支払いの対象となりません。
保険金をお支払いできない主な場合		①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の戦争行為、自衛行為、犯罪行為によるケガ ③どちらのうちまたは暴発等（医学的に他所見のないもの）（注6） ④戦争、革命等その他これに類する暴発または暴動（注4）によるケガ ⑤放射能汚染または放射線照射によるケガ ⑥「インクワイター」模倣、山岳登山（ビッグウェイク、アサヒ、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものおよびロッククライミング等）をいふ」などの危険な運動等を行っている間の事故 など	①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の自衛行為、戦争行為、犯罪行為によるケガ ③戦争、革命等その他これに類する暴発または暴動（注4） ④「インクワイター」模倣、山岳登山（ビッグウェイク、アサヒ、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものおよびロッククライミング等）をいふ」などの危険な運動等を行っている間の事故 など	①保険契約者、被保険者の故意 ②職務執行に重大な過失 ③航空機、船舶、車両または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ④被保険者と同居する親族および旅行行程を共同する親族に対する損害賠償責任 ⑤受託物件に関する損害賠償責任（注5） ※ホテルの客室および客室ならびに客室の敷居（センドバグ）のカーペット・ルームカーペットを含みます。はたし、被保険者が被保険者の管理下に入居した物件を生活用途に使用する場合に限ります。 など	①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②保険の対象の欠陥、自然の消耗、かき傷または盗料のたまりによる損害賠償責任 ③差入れ、没収、破壊等または公共団体の公権力の行使（ただし、火災消火・避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。） など	①保険契約者、被保険者または救護対象者保険金受取人の故意または重大な過失 ②戦争、革命等その他これに類する暴発または暴動（注4） ③被保険者が旅行行程中に使用するもの（たとえばインクワイター、ザイル、ハンマー等の登山用具）をいふロッククライミング等または「インクワイター」模倣、山岳登山（ビッグウェイク、アサヒ、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものおよびロッククライミング等）をいふ」などの危険な運動等を行っている間の事故 など	

[illegible]

「国内旅行傷害保険」で、国内のアクシデントでも安心。

補償項目	死亡保険金・後遺障害保険金	入院保険金	手術保険金	通院保険金
本人・親族 保険金額	5,000万円 1,000万円	1日につき 5,000円 1日につき 2,000円	50,000円・25,000円 20,000円・10,000円	1日につき 3,000円 1日につき 1,000円
保険金を受け取る場合	①ゴールドカードにより国内線航空券を購入して、当該航空機に搭乗中にケガを被った場合。なお航空機の搭客者に限り入場が許可される飛行場における急激かつ偶然な外来の事象および機内および不着時の搭乗交通用具搭乗中の急激かつ偶然な外来の事象も含みます。 ②ゴールドカードにより旅行代理店、宿泊施設等でノークーポンシステムにより予約を行い、またはノークーポンシステムによらず予約を行い、かつその料金をカードで支払った宿泊施設の火災・爆発・爆発によりケガを被った場合。 ③公共交通乗用車に搭乗中にケガを被った場合。ただし、会員が当該公共交通乗用車に搭乗する以前に、その料金をゴールドカードで支払った場合に限りま。 ④募集企画企画旅行に参加しての間ケガを被った場合。ただし、宿泊を伴う募集企画旅行かつ、ゴールドカードで支払った場合。 上記①～④によるケガが原因として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき、身体に約款所定の後遺障害が発生したとき。	左記①～④によるケガの治療のため、事故の発生の日から7日を経過してなお入院の状態にあるとき	事故の発生の日から180日以内のケガの治療のために約款7日所定の手術を受けたとき、かつ事故の発生の日から7日を経過してなお入院または通院の状態にあるとき	左記①～④によるケガの治療のため、事故の発生の日から7日を経過してなお通院の状態にあるとき
お支払いする保険金	①死亡の場合：保険金額の全額 ②後遺障害の場合：後遺障害の程度に応じて保険金額の4%～100% ※死亡保険金、後遺障害保険金は合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	入院保険金日額×入院日数 (ただし事故の発生の日から180日が限度)	①入院中の手術 入院保険金日額×10 ②上記①以外の手術 入院保険金日額×5	通院保険金日額×通院日数 (ただし事故の発生の日から180日以内の通院で、かつ、90日が限度)
保険金を受け取る場合	☆保険金を支払うべき他のクレジットカード付帯保険契約がある場合において、それぞれのクレジットカード付帯保険契約の支払責任額(※1)の合計額が、最高支払上限額(※2)を超えるとき、引受保険会社は、他のクレジットカード付帯保険契約から保険金が支払われていない場合はこの保険の支払責任額(※1)を、他のクレジットカード付帯保険契約から保険金が支払われた場合は最高支払上限額(※2)それぞれから支払われる保険金の合計額を差し引いた残額とを、この保険契約の支払責任額(※1)を限度にお支払いします。 (※1)他のクレジットカード付帯保険契約がないものとして算出し、被保険者1名あたりの支払うべき保険金額の額をいいます。 (※2)それぞれのクレジットカード付帯保険契約において規定された支払上限額のうち、最も高い額をいいます。	①被保険者の故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被ったケガ ②酒気帯り運転、無資格運転、麻薬等を使用している運転中に被ったケガ ③脳疾患、病気または心神経失調によって被ったケガ ④地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被ったケガ ⑤戦争、暴動などによって被ったケガ(注1) ⑥ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など、特に危険度の高いスポーツをしている間の事故により被ったケガ (注2)		

*親族とは、カード会員と生計を共にする6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族とします。 ※「公共交通乗用員」とは、航空法、鉄道事業法、海上運送法等に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶などをいいます。 ※搭乗券は定期券、回数券を含みません。 ※本品目は普通貨物に限りネットカード利用国境内旅行保険特約をセットしたものです。 ※既に存在していた体の障害または持病の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。 ※治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。（注）日本国内において行われる手術は、自賠責の枠組みを超えて保険金を受け取れる対象外です。（注）この項で除かれた事由発生後より死亡した場合、賠償額は、遺言・相続関係等に準じ、その相続財産額に限定されることがあります。

海外・国内旅行傷害保険 保険金ご請求の手続き

① 事故後、30日以内にご連絡ください。

現地で緊急事態が発生したら、国内の場合は下記「ポケットカード事故受付デスク」、海外の場合は「ポケットワールドデスク／エマージェンシーライン」まで事故状況をご連絡ください。ご帰国後保険金請求の手続きをされる場合、必ず事故後30日以内に「ポケットカード事故受付デスク」までご連絡ください。海外旅行傷害保険・国内旅行傷害保険について、事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

② 必要書類をお取り寄せください。

保険金のご請求には、旅行先現地で取得すべき書類をはじめ、さまざまな書類が必要な場合がございますので、下の表でご確認ください。

■保険金請求に必要な書類一覧

必要書類には、現地でしか手配できないものもございます。必ずこの表をチェックしてご確認ください。

保険金種類		海外旅行傷害保険							国内旅行傷害保険						
		(傷害 疾病)	治療費用保険金	携行品損害保険金	死亡保険金(Ⅰ)	後遺障害保険金	救護費用等保険金	責任保険金	個人賠償責任保険金	対人	対物	死亡保険金	後遺障害保険金	通院保険金	入院保険金
保険金請求書類															
パスポート(コピー)		○	○	○	○	○	○	○	○						
※保険金請求書			○	○	○	○	○	○	○					○	○
現地でしか手配できない書類	医師の診断書	○					○	○	○						○
	治療費の領収書または請求書	○						○							○
	死亡診断書または死体検案書(死亡時のもの)				○		○	○	○						
	事故証明書	○			○		○	○	○	○					○
	支出を証明する書類	○					○								
	示談書示談金領収書							○	○						
	損害額(修理等)を証明する書類										○				
	損害品目細書			○											
	損害額を証明する書類			○											
	被保険者の戸籍謄本				○							○			
	法定相続人の戸籍謄本				○							○			
	※委任状および委任を受けた者の印鑑証明	○	○	○		○	○	○	○	○					○
	被保険者の印鑑証明	○					○	○							
	死亡保険金受取人または法定相続人の印鑑証明				○	○						○	○		
	※同意書	○			○		○	○							
※後遺障害診断書					○										
会員証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	
会員が公共交通乗具用기에搭乗する以前に、その料金をポケットカードにより支払ったことを証明する書類											○	○		○	
会員が利用する宿泊施設の費用をポケットカードにより支払うまたは支払ったことを証明する書類(お支払証明等)											○	○		○	
会員の参加する募集型企画旅行が宿泊を伴うものであることを証明する書類および、その料金をポケットカードにより支払ったことを証明する書類											○	○		○	
その他の書類		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	

(注) 1:◎印は原則として必要な書類、○印は場合によって必要となる書類
2:※印は引受保険会社所定用紙があるものです。
3:上記各書類はコピーしたものでは認められません。なお本保険請求後、健康保険に請求する場合には確認後お返しいたします。

③ 手続き終了後、保険金をお支払いいたします。

必要書類がそろい、手続き、審査が終了次第、保険金をお支払いいたします。

海外で緊急事態が発生した時は、
下記「エマージェンシーライン」まで事故状況をご連絡ください。

緊急時には世界中どこからでも日本語で承ります。

ポケットワールドデスク 全世界共通・エマージェンシーライン

81-6-7635-2638

(24時間年中無休)(通話料:有料)